

年 月 日

東京都立千歳丘高等学校

学校長殿

学校感染症り患報告書

生徒氏名	年 組 番 氏名
保護者氏名	
病 名	
出席停止期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
連絡事項	

医療機関名

電話番号 _____

担任事務処理→原本保健室保管

保護者の皆様へ

下記の学校感染症は学校保健安全法施行規則第18、19条により、出席停止の期間が定められています。
主治医の診察を受けて登校が許可されましたら保護者が「**り患報告書**」を記入し、お薬手帳や薬袋など
受診がわかる物のコピーを添付して担任へ提出してください。主治医記入の場合には添付書類はいりま
せん。ご不明な点は保健室へご相談ください。

学校において予防すべき感染症の種類 及び 出席停止の期間の基準

	考え方	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	感染症法の一類感染症及び二類感染症（結核を除く。）	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSCORONAウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。）	治癒するまで ※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。
第二種	空気感染または、飛沫感染する感染症で児童生徒等の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高いもの	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風しん	発しんが消失するまで
		水痘	全ての発しんが痂痂化する（かさぶたになる）まで
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
		新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
		結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	
	条件によっては出席停止の措置が考えられるもの	その他の感染症 溶連菌感染症 A型肝炎、B型肝炎 手足口病 伝染性紅斑 ヘルパンギーナ 感染性胃腸炎 マイコプラズマ感染症 など	